

あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

愛知県は、全国に先駆けて、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日とりまとめ。以下「支援プラン」という。）に基づき、都道府県プラットフォームをモデル的に実施する地域として選定されたことから、当県においては、県内の関係機関を構成員として、県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「あいち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「あいちPF」という。）を設置することとする。

なお、当県の取組は、今後の全国実施に先行した、モデル事例として、全国的な就職氷河期世代活躍支援策の推進にも資することが期待されていることに留意する。

2 構成員

別表に掲げる機関・団体のおりとする。

なお、必要に応じ、福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォーム（以下「市町村PF」という。）の構成団体その他の関係団体等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

①愛知労働局

- ・あいちPFとりまとめ共同事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②愛知県（労働局）

- ・あいちPFとりまとめ共同事務局
- ・事業実施計画の策定とりまとめ
- ・実施事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知、広報、実施

③愛知県（福祉局、保健医療局）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村PFの好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報

④就労支援機関

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会・面接会の開催

- ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
 - ・職業訓練の充実
 - ・あいちPF共同事務局への政策提案
 - ・各種支援策の周知、広報
- ⑤地方関係機関（東海北陸厚生局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局・東海農政局）
- ・関係業界、団体への協力要請
- (2) 経済団体、労働団体、業界団体及び支援団体
- ・就職氷河期世代を対象に、求人募集や、正社員化を含む・処遇改善等の企業への働きかけ
 - ・イベント等で就職氷河期世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
 - ・企業説明会・面接会の開催
 - ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
 - ・職業訓練の実施・充実
 - ・あいちPF共同事務局への政策提案

4 あいちPFにおける取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(i) 取組事項

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

①不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

②長期にわたり無業の状態にある者

- ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者（※）

(※) 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(2) KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①適切なものを検討の上設定する。

②K P I を達成するため、事業実施計画を策定する。

③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、あいちP F は、「(1) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村P F の取組を支援していく。

(3) 機運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう愛知県内の機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図ること。

(4) 市町村P F との連携

あいちP F は、市町村P F の事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図るとともに、当該市町村P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村P F の好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

(ii) あいちP F の会議運営について

(1) あいちP F 会議に座長を置き、愛知労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

(2) 4 (i) の協議を行うため、原則年2回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

5 会議の公開

(1) 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると、会議の構成員の総意より判断した場合はこの限りではない。

(2) 前項により、会議を公開とする場合の傍聴方法等については別途定める要領による。

6 秘密の保持

あいちPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和元年10月9日から施行する。

本設置要領は、令和2年2月13日から施行する。

本設置要領は、令和2年7月29日から施行する。

本設置要領は、令和3年7月21日から施行する。

本設置要領は、令和4年2月16日から施行する。

本設置要領は、令和5年7月27日から施行する。

別表

区 分	関係・団体名	役職名	備考
経済団体	愛知県商工会議所連合会	事務局長	
	愛知県商工会連合会	専務理事	
	愛知県経営者協会	専務理事	
	愛知県中小企業団体中央会	専務理事	
労働団体	日本労働組合総連合会 愛知県連合会	政策局長	
業界団体	一般社団法人 愛知県建設業協会	専務理事	
	一般社団法人 日本自動車部品工業会 中日本支部	事務長	
	刈谷機械工業協同組合	専務理事	
	一般社団法人 愛知県トラック協会	常務理事	
	一般社団法人 愛知県老人福祉施設 協議会	会長	
	一般社団法人 愛知県警備業協会	専務理事	
支援団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構愛知支部	支部長	
	一般社団法人 愛知県専修学校各種 学校連合会	副会長	
	NPO法人 ICDS	理事長	
	特定非営利活動法人 なでしこの会	理事長	
市町村	愛知県市長会	事務局長	
	愛知県町村会	事務局長	
行政機関	東海北陸厚生局	健康福祉部長	
	中部経済産業局	地域振興・人材政策課長	
	中部地方整備局	建政部 建設産業調整官	
	中部運輸局愛知運輸支局	首席運輸企画専門官	
	東海農政局	経営・事業支援部長	
	愛知労働局	職業安定部長	座長
	愛知県	労働局長 福祉局福祉部長 保健医療局 健康医務部長	